

1 鹿児島大学工学部規則

平成21年2月18日
工規則第5号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学工学部(以下「本学部」という。)の教育に関し、鹿児島大学学則(平成16年規則第86号。以下「学則」という。)及びその他諸規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び目標)

第2条 本学部は、工学を支える新技術を創成でき、国際的視野を持った技術者の育成機関となる努力を続け、広い視野と工学的デザイン能力を培う教育を推進し、科学技術の発展に寄与するための研究活動に取り組むこと、さらに、地域社会との連携に励み、世界に開かれた学部であることを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、次に掲げる人材の育成を目標とする。

- (1) 自然科学と工学の基礎知識及び専門技術科目を幅広く修め、社会が要請する新技術を創成することのできる研究者・技術者
- (2) 新産業分野の開拓に積極的に貢献できる創意と応用力を持った技術者
- (3) 幅広い分野の知識の修得と総合的思考力の養成を通じて、工学の持つ地球的・社会的影響力の大きさを自覚できる技術者
- (4) 高い倫理観を持って人類の幸福と福祉に貢献できる専門的職業人

(学科)

第3条 本学部に次の学科を置く。

機械工学科
電気電子工学科
建築学科
環境化学プロセス工学科
海洋土木工学科
情報生体システム工学科
化学生命工学科

(学科の目的)

第3条の2 各学科の人材育成の目的について、次の各号に定める。

- (1) 機械工学科 機械工学の基礎知識から、論理的思考力と応用力の養成を通じて、探究心と創造性にあふれる技術者・研究者を育成する。
- (2) 電気電子工学科 電気電子工学に関する基礎知識の習得、論理的思考力、応用力、問題発見・解決能力、想像力の養成を通じて、科学技術の発展と人類の幸福に貢献できる人材を育成する。
- (3) 建築学科 建築技術を構成する建築設計、建築構造、建築環境・設備及び建築生産に関する基礎学力を修得し、広い視野と高い倫理観のもとにそれらを総合的に応用し、国内外で活躍できる建築技術者を育成する。
- (4) 環境化学プロセス工学科 反応、分離、エネルギー伝達と変換、資源循環、材料設計等の各種プロセスに関する基礎学力を修得し、高い使命感や倫理観のもとにプロセスのデザインができるエンジニア(技術者)や研究者を育成する。
- (5) 海洋土木工学科 海洋・土木工学に関わる専門教育を行って、海洋に関する深い理解や判断力、さらには高い倫理観に基づいたコミュニケーション能力やエンジニアリングデザイン能力を有する技術者を育成する。
- (6) 情報生体システム工学科 情報システム工学、脳認知工学及び生体計測工学に関連する知識を総合的に理解し、また、これらの知識を生かして創造力を発揮し、将来のグローバル社会の発展に寄与する先端技術の研究開発に対応できる人材を育成する。
- (7) 化学生命工学科 物理化学や有機化学、生物化学などを基礎とし、機能材料、バイオテクノロジー、化学計測、医薬、環境などの研究開発を担い、広範な視野と柔軟性をもって科学技術の発展に貢献できる人材を育成する。

(学期)

第4条 本学部の学期は、次のとおりとする。

第1期……1年次前期
第2期……1年次後期
第3期……2年次前期
第4期……2年次後期
第5期……3年次前期
第6期……3年次後期
第7期……4年次前期

第8期……4年次後期

(在学期間)

- 第5条 本学部学生(以下「学生」という。)は、学則第28条の規定により、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。
- 2 学則第28条第1項の規定に基づき、学則第34条及び第35条の規定により入学又は編入学等を許可された者の在学期間の通算については、別にこれを定める。
- 3 学則第28条第2項の規定により学生が同一年次に在学できる期間は、3年以内とする。ただし、休学期間は、同一年次に在学できる期間に含まない。

第2章 再入学及び転学部

(再入学)

- 第6条 学則第34条第2項の規定により、本学部を退学し、又は除籍(第57条第1号に基づく除籍を除く)された後、さらに本学部に入学を志願するときは、教授会で審査し、入学を許可することがある。

(転学部)

- 第7条 学則第35条第1項の規定により、本学部から転学部を志願する者があるときは、当該学科の教育・研究に支障のない限り、教授会において選考の上、転学部を許可することがある。また、他の学部から転学部を志願する学生があるときは、当該学部の定めるところにより、教授会の議を経て、転学部を許可することがある。

第3章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

- 第8条 本学部において履修する授業科目は、共通教育科目及び専門教育科目とする。
- 2 卒業に必要な最低修得単位数は、共通教育科目及び専門教育科目をあわせて124単位とし、履修方法については、別に定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、外国人留学生の卒業に必要な最低修得単位数は、126単位とする。

(共通教育科目)

- 第9条 共通教育科目の履修方法は、鹿児島大学共通教育科目履修規則(平成16年規則第115号。以下「共通教育科目履修規則」という。)の定めるところによる。

(履修申請単位上限)

- 第10条 1学期に登録し履修可能な単位は、共通教育科目及び専門教育科目を合わせて20単位以下を原則とする。

(他学部及び他学科の授業科目の履修)

- 第11条 他学部で開講される授業科目の履修を希望する学生は、共通教育科目履修規則及び他学部の定めるところにより、当該学部の許可を得て履修することができる。
- 2 他学部で開講される授業科目の履修を希望する場合には、工学部長を経て履修を希望する学部の許可を得なければならない。
- 3 他学科で開講される授業科目の履修を希望する学生は、当該学科の許可を得て履修することができる。
- 4 他学科で開講される授業科目の履修を希望する場合には、学科長を経て履修を希望する学科の許可を得なければならない。

(試験)

- 第12条 専門教育科目の試験は、各授業科目の授業が終了した学期末に行うことを原則とする。

(授業科目の評価)

- 第13条 専門教育科目の成績は、日常の学修と期末試験の結果を総合的に評価して、担当教員が決定する。

(学修到達度)

- 第14条 本学部では、グレード・ポイント・アベレージ(GPA)で学生の総合的な学修到達度を評価する。

(表彰等)

- 第15条 優れた成績の学生を、学部長又は当該学科長が表彰することができる。
- 2 成績不良者に対して、学部長又は当該学科長は、退学勧告又は厳重注意を行うことができる。

(その他)

- 第16条 その他教育課程及び専門教育科目の履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 進級及び卒業

(進級)

- 第17条 所定の授業科目を履修し単位取得するとともに、進級条件を満たした学生は、進級が認められる。

(卒業)

- 第18条 次の各号のいずれかに該当する学生は、教授会の議を経て卒業が認定される。
- (1) 本学部で4年以上在学し、共通教育科目履修規則及び本学部が定める標準履修課程表の所定の専門教育科目を履修し、所定の成績で単位を修得した者

- (2) 本学部に3年以上在学し、共通教育科目履修規則及び本学部が定める標準履修課程表の所定の専門教育科目を履修し、優秀な成績で単位を修得した者
- (3) 学則第34条により編入学し、編入学後2年以上在学して、共通教育科目履修規則及び本学部が定める標準履修課程表の所定の専門教育科目を履修し、所定の成績で単位を修得した者
- 2 卒業の時期は、原則として3月とする。ただし、9月の卒業を希望する者は、所定の願書を本学部の指定する期日までに学部長に提出しなければならない。
- 3 早期卒業者の卒業の時期は、3年次の3月とする。

(学位)

第19条 卒業者には、学士(工学)の学位を与える。

(その他)

第20条 その他進級及び卒業に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 教員の免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第21条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学部の各学科において取得できる免許状の種類は、次に掲げるとおりとする。

機械工学科	高等学校教諭一種免許状(工業、理科)
電気電子工学科	高等学校教諭一種免許状(工業、理科)
建築学科	高等学校教諭一種免許状(工業、理科)
環境化学プロセス工学科	高等学校教諭一種免許状(工業、理科)
海洋土木工学科	高等学校教諭一種免許状(工業、理科)
情報生体システム工学科	高等学校教諭一種免許状(情報、理科)
化学生命工学科	高等学校教諭一種免許状(工業、理科)

第6章 雑則

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、本学部の教育に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成29年11月15日から施行する。

履修要項・学修案内に定める事項は、一定の周知期間をもって変更される場合がある。

2 工学部履修要項

平成16年4月1日

工学部長 裁定

(趣 旨)

1. この要項は、鹿児島大学工学部規則（平成21年工規則第5号、以下「規則」という。）第16条及び第20条の規定に基づき、鹿児島大学工学部（以下「本学部」という。）における教育課程及び専門教育科目の履修方法等並びに進級及び卒業について、必要な事項を定めるものである。

(教育課程)

2. 本学部学生（以下「学生」という。）が履修する共通教育科目及び専門教育科目の内訳は、別表1～4のとおりとする。
3. 専門教育科目に係る開講科目、担当教員、開講期等は、各学科が定める標準履修課程表によるものとする。

(単位の計算方法)

4. 専門教育科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次のとおりとする。
 - (1) 講義については、15時間の授業時間をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、15から30時間の授業時間をもって1単位とする。
 - (3) 実験、実習、実技については、45時間の授業時間をもって1単位とする。

(履修手続)

5. 開講する授業科目の時間割及びシラバスは、各学期の開始前までに公示する。
6. 学生は、指定された時期までに各学期の履修届を申告し、許可を受けなければならない。
7. 履修申請の変更期間は授業開始後1週間とする。その後に履修しない授業科目が生じた場合は、所定の期日に、履修申請取消届を提出して履修を取消することができる。ただし、再履修申請した科目の取消しは、認められない。
8. 履修申請した後、学期の途中で休学した場合は、その期の履修申請がなかったものとする。

(履修申請単位上限の例外)

9. 規則第10条の規定に関わらず、集中講義又は休暇中に行われる科目、随意科目、本学部以外で開講され認定された科目、本学部以外で修得された科目及び別に定めるものは履修申請できる上限単位数に含まないものとする。
10. 規則第10条の規定に関わらず、前学期（「休学期間」を除く）に18単位以上修得し、かつこの期の学期GPAが3.00以上の者は、履修科目申請の上限単位数を24単位とする。

(再履修)

11. 単位を修得した授業科目であっても、学生が再履修を希望する場合は、原則として再履修を認める。ただし、再履修申請時点で当該授業科目の修得単位は取消される。

(試験)

12. 学生は、履修許可を受けた授業科目について、その授業科目の実授業時数の3分の2以上出席した場合、受験することができる。
13. 本学部の専門教育科目のうち専門科目については、合格しなかった者に対する試験（再試験）は原則として行わない。
14. 本学部の専門教育科目のうち基礎教育科目については、合格しなかった者に対する試験（再試験）を行うことができる。
 - (1) 再試験においては、合格者の成績はDの認定とする。
 - (2) 再試験の成績判定は、当該授業科目が行われた学期の次の学期に行う。ただし、再試験に合格した場合の単位は、当該授業科目が行われた学期の単位として設定する。

(学修の評価と到達度)

15. 各授業科目における学修は、日常の学修と試験結果から総合的に評価し、A、B、C、D、Fの5段階及びPで表記する。A、B、C、D、Pを合格、Fを不合格とする。
16. 各授業科目の学修の評価にグレード・ポイント（以下「GP」という。）を付与し、GPの平均値（グレード・ポイント・アベレージ、以下「GPA」という。）を算出する。
17. 評価に用いるGPAは、各学期の平均GP、各学年の平均GP及び入学以来の平均GPの3種類とし、それぞれ学期GPA、年間GPA及び累積GPAと称する。

(科目ごとの成績評価の基準及びGP)

18. 履修した科目の成績評価及びGPの付与は次のとおりとする。
 - (1) 評価Aは、学修目標の到達度90%以上を表し、GPは4点を付与する。
 - (2) 評価Bは、学修目標の到達度80%以上90%未満を表し、GPは3点を付与する。
 - (3) 評価Cは、学修目標の到達度70%以上80%未満を表し、GPは2点を付与する。
 - (4) 評価Dは、学修目標の到達度60%以上70%未満を表し、GPは1点を付与する。
 - (5) 評価Fは、学修目標の到達度60%未満又は不合格を表し、GPは0点を付与する。
 - (6) 評価Pは、成績を段階表示することになじまない科目で、所定の学修目標を達成していることを表し、

GPの対象外とする。なお、評価Pに該当する科目は、学修案内に記載される科目の他、随意科目、本学部以外で開講され認定された科目及び本学部以外で修得した科目が含まれる。

(GPA)

19. GPAはそれぞれの期間毎に、次の式で算出する。

$$\text{GPA} = (\text{Aの単位数} \times 4 \text{点} + \text{Bの単位数} \times 3 \text{点} + \text{Cの単位数} \times 2 \text{点} + \text{Dの単位数} \times 1 \text{点}) / (\text{各期間の総登録単位数} - \text{評価Pの単位数})$$

(成績発表手続)

20. 前期末には全履修科目の成績と学期GPA及び累積GPA、後期末には全履修科目の成績と学期GPA、年間GPA及び累積GPAを当該学生に告知する。

21. 各期毎の成績発表後速やかに、入学時からの全履修科目の成績と学期GPA、年間GPA及び累積GPAを当該学生の保証人宛に送付する。

(進級条件)

22. 進級判定時における入学以来の累積GPAが1.50以上で、かつ各学科で別に定めるもののほか、次の各号に示す条件を満たした学生は進級することができる。

(1) 1年次から2年次へは、各学科で別に定める要件を含む34単位以上を修得していること

(2) 2年次から3年次へは、1年次の全必修科目を修得し、かつ、各学科で別に定める要件を含む68単位以上を修得していること

(3) 3年次から4年次へは、2年次までの全必修科目を修得し、かつ、共通教育科目の卒業要件単位を満たし、各学科で別に定める要件を含む102単位以上を修得していること

(4) 前号(2)及び(3)に規定する必修科目は、専門教育科目の必修科目に限定する

(早期卒業)

23. 2年次末までの2年間で80単位以上修得し、累積GPAが3.50以上の成績優秀者と認められた学生は早期卒業を申請することができる。申請が認められた者で、本学部に3年以上在学し、共通教育科目履修規則及び本学部が別に定める標準履修課程表の所定の専門教育科目の授業科目を履修し、累積GPAが3.50以上の優秀な成績で単位を修得した者は、卒業することができる。

(表彰等)

24. GPAによる学業成績優秀者の表彰基準は、次の各号とする。

(1) 各学期毎に、GPA対象科目を18単位以上修得し、学期GPAが3.50以上の者及び卒業時に4年間で卒業要件を充足し、累積GPAが3.25以上の者を、学業成績が特に優秀と認め、学部長賞を与える。

(2) 各学期毎に、GPA対象科目を18単位以上を修得し、学期GPAが3.25以上の者及び卒業時に、4年間で卒業要件を充足し、累積GPAが3.00以上の者を、学業成績が優秀と認め、学部長が成績優秀賞を与える。

25. 学業成績不良者に対する措置は、次の各号のとおりとする。

(1) 学期GPAが1.30未満もしくは、当該学期の修得単位数が10単位未満の学生には、学科長が嚴重注意を行う。ただし、当該期に休学した学生及び4年次生は除外する。

(2) 学科長の嚴重注意を3期連続して受けた学生には、学部長が退学を勧告する。ただし、本人及び指導教員の意見を聞いた上で、成業の可能性があると判断されれば、この限りではない。

26. 専門教育科目の試験等における不正行為者に対する処分は、不正行為の程度により、次の各号のいずれかとする。なお、懲戒処分については、別途鹿児島大学学生懲戒規則の定めるところによる。

(1) 当該履修科目を不合格とする。評価はFとし、GPは0点とする。

(2) その他の履修科目を含めての不合格とする。評価はFとし、GPは0点とする。

(3) 当該期の全履修科目を不合格とする。評価はFとし、GPは0点とする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施し、平成15年度入学の学生から適用する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から実施し、平成24年度入学生から適用する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から実施し、平成25年度入学生から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施し、平成28年度入学生から適用する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施し、平成29年度入学生から適用する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から実施し、平成30年度入学生から適用する。

附 則

この要項は、平成 3 1 年 4 月 1 日から実施し、平成 3 1 年度入学生から適用する。

別表1 (教育課程関係)
工学部における共通教育科目単位数一覧表

【一般学生】

科目枠組	必修科目									選択必修科目							合計単位数
	初年次教育科目						グローバル教育科目			教養教育科目						選択科目単位数小計	
	初年次セミナーⅠ	初年次セミナーⅡ	大学と地域	体育・健康		情報活用	英語	異文化理解	必修科目単位数小計	教養基礎科目				教養活用科目			
				理論	実習					人文社会科学分野	自然科学分野	基礎教育	統合Ⅰ（課題発見）	統合Ⅱ（課題解決）			
学科										初修外国語	選択科目	実験科目	選択科目	基礎教育			
機械工学科	2	2	2	1	1	2	6	2	18	0	4	1 (注1)	2	2 (注2)	4	13	31
電気電子工学科	2	2	2	1	1	2	6	2	18	0	4	1 (注1)	2	2 (注2)	4	13	31
建築学科	2	2	2	1	1	2	6	2	18	0	4	1 (注1)	2	2 (注2)	4	13	31
環境化学プロセス工学科	2	2	2	1	1	2	6	2	18	0	4	1 (注1)	2	2 (注2)	4	13	31
海洋土木工学科	2	2	2	1	1	2	6	2	18	0	4	1 (注1)	2	2 (注2)	4	13	31
情報生体システム工学科	2	2	2	1	1	2	6	2	18	0	4	1 (注1)	2	2 (注2)	4	13	31
化学生命工学科	2	2	2	1	1	2	6	2	18	0	4	1 (注1)	2	2 (注2)	4	13	31

(注1) 基礎物理学実験(1単位)必修

(注2) 基礎統計学入門(2単位)必修

【外国人留学生】

科目枠組	必修科目										選択必修科目										合計単位数
	初年次教育科目						グローバル教育科目		日本語・日本事情		教養教育科目								選択科目単位数小計		
											教養基礎科目						教養活用科目				
	初年次セミナーⅠ	初年次セミナーⅡ	大学と地域	体育・健康		情報活用	英語	異文化理解	日本語	日本事情	必修科目単位数小計	人文社会科学分野		自然科学分野		統合Ⅰ（課題発見）	統合Ⅱ（課題解決）				
				理論	実習							初修外国語	選択科目	実験科目	選択科目			基礎教育 入門科目			
学科																					
機械工学科	2	-	2	1	1	2	6	2	4	(注3)	20	-	4	1 (注1)	2	2 (注2)	4	13	33		
電気電子工学科	2	-	2	1	1	2	6	2	4	(注3)	20	-	4	1 (注1)	2	2 (注2)	4	13	33		
建築学科	2	-	2	1	1	2	6	2	4	(注3)	20	-	4	1 (注1)	2	2 (注2)	4	13	33		
環境化学プロセス工学科	2	-	2	1	1	2	6	2	4	(注3)	20	-	4	1 (注1)	2	2 (注2)	4	13	33		
海洋土木工学科	2	-	2	1	1	2	6	2	4	(注3)	20	-	4	1 (注1)	2	2 (注2)	4	13	33		
情報生体システム工学科	2	-	2	1	1	2	6	2	4	(注3)	20	-	4	1 (注1)	2	2 (注2)	4	13	33		
化学生命工学科	2	-	2	1	1	2	6	2	4	(注3)	20	-	4	1 (注1)	2	2 (注2)	4	13	33		

(注1) 基礎物理学実験(1単位)必修

(注2) 基礎統計学入門(2単位)必修

(注3) 日本事情(4単位)は、人文・社会科学分野(選択科目)または、教養活用科目(統合Ⅰ・統合Ⅱ)の単位に読み替えることができる。

別表 2（教育課程関係）

工学部専門教育科目一覧

機械工学科、電気電子工学科、建築学科、海洋土木工学科、情報生体システム工学科、化学生命工学科

区 分			授 業 科 目 名
専 門 教 育 科 目	基礎教育科目	必 修 科 目	微分積分学 A I
			微分積分学 A II
			線形代数学 I
			線形代数学 II
			物理学基礎 A I
			物理学基礎 A II
	専 門 科 目	必 修 科 目	学科開設科目 機械、電気電子、建築、海洋土木、 情報生体システム、化学生命
		選択科目（群）	

環境化学プロセス工学科

区 分			授 業 科 目 名
専 門 教 育 科 目	基礎教育科目	必 修 科 目	微分積分学 A I
			微分積分学 A II
			線形代数学 I
			線形代数学 II
			物理学基礎 A I
			物理学基礎 A II
	専 門 科 目	必 修 ・ 選択科目	環境化学プロセス工学科 開設科目

別表 3（教育課程関係） 【一般学生・外国人留学生】

専門教育科目の学科別卒業要件単位数一覧表

詳細は標準履修課程表を参照のこと

学 科	専 門 教 育 科 目							
	基礎教育 科目	専 門 科 目				合 計		
		必修科目	選 択 科 目					
機 械 工 学 科	12	26	55				93	
			A 群		B 群			
			48 以上		4 以上			
電 気 電 子 工 学 科	12	55	26				93	
			A 群	B 群	C 群	D 群		E 群
			コース選択必修科目 10 以上					
建 築 学 科	12	59	22				93	
			A 群	B 群	C 群	D 群		E 群
			2 以上	4 以上	8 以上	D 群・E 群の合計が		
			A 群・B 群・C 群の合計が 20 以上			2 以上		
環 境 化 学 プロセス工学科	別 表 4 参 照							
海 洋 土 木 工 学 科	12	57	24				93	
			A 群	B 群	C 群	D 群		
			5 以上	12 以上	5 以上	2 以上		
情 報 生 体 システム工学科	12	35	46				93	
			A 群		B 群		93	
			42 以上		4 以上			
化 学 生 命 工 学 科	12	44	37				93	
			A 群	B 群	C 群			
			6 以上	16 以上	15 以上			

別表 4（教育課程関係） 【一般学生・外国人留学生】

専門教育科目の環境化学プロセス工学科卒業要件単位数一覧表

詳細は標準履修課程表を参照のこと

専 門 教 育 科 目						
基礎教育科目	専 門 科 目					合 計
	工学基礎	化学工学基礎	専門基礎A	専門基礎B	専 門	
12	16 以上	7	14 以上	22	22 以上	93

3 履 修 の 解 説

1. 単位とその履修方法について

（1 単位の履修には、45時間以上勉強し、学修案内（シラバス）に示される内容を理解することが必要です）

単位とは、工学部履修要項の4. に示されるように、1単位の授業科目は45時間の学習時間を必要とする内容を持って構成するとあります。さらに、講義、演習については、15時間の講義・演習時間と、それ以外に30時間の学習時間が、また実験、実習、実技については45時間の学習時間が必要である、と授業内容によって学習時間が決められています。つまり、1単位の科目を履修するとき、授業の時間を含めて45時間学習しないといけないということです。実験、実習、実技の科目に関しては、一般に時間割に組み込まれた時間で学修できるようになっています。これらのことをしっかり記憶してください。

1週間の授業時間について考えます。時間割のコマ数（授業科目が割り当てられる単位）は、1日5コマ（5時限）生まれ、月曜から金曜まで5日ですから、1週間は25コマで、1コマは2時間で換算されますので、50時間になります。5時限目が終了するのは午後5時40分です。1日10時間学習するものと仮定しますと、1学期には原則として15週の授業がありますので、50時間/週×15週で、750時間が1学期の間に学習する時間です。1単位が45時間ですから、750時間を45で割ると16.6単位となります。夕方、5時40分まで大学に居て、家に帰って学習しないとすると、少し甘く見て17単位しか学習したと認められないことになります。土曜か日曜に、10時間学習したとすると15週で150時間ですから、大学での時間750時間を加算して900時間です。このとき、45時間/単位ですから、20単位が認められることになります。いろいろと試算してきましたが、要は、1学期に20単位の科目を履修して単位を取得することは、月曜から金曜まで毎日10時間学習し、さらに土曜か日曜に毎週10時間自宅で学習する必要があるということです。

（1学期に履修できる単位数は、原則として20単位までです）

一方、学生生活は、教養や専門の科目を履修し、それらの科目を学習して単位を修得することだけではありません。読書をしたり、スポーツをしたり、友人と人生を語ったり、また、伝統芸能や音楽を鑑賞するなど、さまざまな文化に触れるよい機会です。上に述べたように、20単位の学修にも相当数の時間を割かなければならないのに、28単位や30単位履修できるとするとき、勉強時間を確保し、さらに大学生活を有意義に過ごすことは相当難しいと考えられます。したがって、工学部では1学期に履修できる単位数（上限単位）を原則として、20単位と決めています。もし土曜か日曜に10時間自宅で学習しないとすれば、毎日12時間は学習する必要がある、アルバイトに割く時間は極めて限られてきます。大学ではアルバイトできるという考えは捨ててください。

工学部規則第10条に示されるように1学期に履修できる単位数は、原則として20単位までですが、履修要項の9. には「規則第10条の規定に関わらず、集中講義又は休暇中に行われる科目、随意科目、本学部以外で開講され認定された科目、本学部以外で修得された科目及び別に定めるものは履修申請できる上限単位数に含まないものとする。」として特定の科目を履修する場合には、履修上限単位が緩和されます。また、通年で開講される2単位の科目については、前期では算入せず、後期に2単位を算入します。従って他の科目の履修可能な単位数は前期で20単位、後期で18単位となります。但し、履修申請は期毎に行うものとします。随意科目とは卒業要件に入らない科目を云います。卒業要件に含まれる科目は履修要項・学修案内の標準履修課程表に示されています。また、留学生にあっては、共通教育科目の日本語は上限単位数に入りません。さらに、履修要項の10. で、前学期に18単位以上修得し、かつ後述するところの学期GPAが3.00以上の者は、次期の履修科目申請の履修上限単位数が24単位まで認められます。

履修上限単位が設定される理由は上述のとおりですが、学生諸君はこの上限数を考慮に入れて履修計画を立てる必要があります。共通教育科目、専門教育科目（基礎教育科目と専門科目）の履修申請単位数の総合計が上限数20単位を超えないように申請しなければなりません。共通教育科目と専門教育科目のすべての履修申請が終了した段階で、「履修受付確認表」を閲覧できます。履修申請単位数合計が上限数を超過していた場合には、所定の手続きで履修申請科目の一部を取り消して下さい。万が一、この手続きをしなかった場合には、強制的に取り消されますので、十分に注意して下さい。

（履修すると決めた科目を、徹頭徹尾学習すること）

履修にあたっては、これと決めた履修科目を徹底的に学習することが必要だということです。漫然と授業を受け、レポートなどの提出物を提出して、単位が取れさえすれば良しとすることは許されません。このことは、2. のGPA制度と関連してきます。この制度では、成績の悪い単位の取得だけでは進級ができなくなっているばかりでなく、「あなたの学習態度や成績では、今後の学修成果が期待できないよ。退学したほうがいいよ」として退学勧告されることもあります。意欲的に授業に参加し、履修した科目を徹頭徹尾学習することが求められます。

2. GPA制度について

（工学部では、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度で学修の到達度を評価します）

大学での履修科目の成績は、秀、優、良、可、不可の5段階で評価され、秀、優、良、可の評価に対して単位が与えられています。工学部では、平成15年度の入学生から、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度を導入して学修の到達度を評価しています。この制度は、1. で述べました、意欲的に授業に参加し、履修した科目を学習することと大いなる関連があります。

工学部履修要項の15.に、授業科目の成績は、「日常の学修と試験結果から総合的に評価し、A、B、C、D、Fの5段階及びPで表記する。A、B、C、D、Pを合格、Fは不合格とする。」と決められています。進級や卒業には、GPAによる条件と修得単位による条件があり、これらの両方の条件を満足しなければなりません。

(学修到達度GPAの計算)

ある学期について、3つの科目を履修申請したとしましょう。実際は履修申請できる単位の上限は20単位ですが、計算を単純にするため3科目とします。履修申請した科目を①、②、③としましょう。①は2単位、②は3単位、③は1単位の科目とします。

シラバス(4.で述べます)の履修科目①、②、③に、それらの科目で修得する目標が記述されています。その目標を達成するために授業計画が記述されています。成績は、最終の試験だけで評価されるものではなく、日常の学習と試験結果を総合的に評価して、担当教員により決められるものです。履修科目の目標は、各授業計画の段階を経て達成されるわけですから、授業計画における区切りごとに授業内容は理解されることが重要で、それらの達成度を総合的に評価するということです。

各科目の達成度が評価され、成績が①がB、②がA、③がDであったとしましょう。履修要項の(科目ごとの成績評価の基準及びGP)18.に示すように、評価基準により、GPが付与されます。Aは4点、Bは3点、Dは1点です。19.の計算方法でGPAを計算します。19.の式から、GPAは、

科目①について 成績Bの GP は3点、単位は2単位

科目②について 成績Aの GP は4点、単位は3単位

科目③について 成績Dの GP は1点、単位は1単位

ですから、

$$(3 \times 2 + 4 \times 3 + 1 \times 1) / (2 + 3 + 1) = 3.17$$

となり、GPAは、3.17ということになります。もし、成績が①がCで、その他がDであったとすると

$$(2 \times 2 + 1 \times 3 + 1 \times 1) / (2 + 3 + 1) = 1.33$$

です。Dばかりの成績であったり、CがあってもDが多い場合は、GPAが低くなります。

履修要項の22.には「進級判定時における入学以来の累積GPAが1.50以上で、かつ各学科で別に定めるもののほか、次の各号に示す条件を満たした学生は進級することができる。」とされ、言い換えると、入学以来の成績を上述の方法でGPAを計算したとき、これを累積GPAと呼び、これが「1.5未満であるとき進級できませんよ」ということです。

さらに、履修要項25.に「学期GPAが1.30未満もしくは、当該学期の修得単位数が、10単位未満の学生には、学科長が嚴重注意を行う。」、さらに、嚴重注意を連続して3回受けたときには、「退学したほうがいいよ」という退学勧告を受けることになります。

履修して取得した成績であるGPは、次の学期にも影響してきます。前の学期に履修申請して、その成績がFかDであったとしましょう。それらの成績は、年間GPAや累積GPAの計算にも反映されることになります。「F(不合格)で、仕方が無いや、別の科目を頑張ろう」では済まされなくなります。不合格であった経歴が残ることになり、年間GPAや累積GPAにも反映されます。

(成績の更新)

履修して修得した成績であるGPは、年間GPAや累積GPAにも影響してきますので、工学部では、不合格になった科目に限らず、単位は取っても不本意な成績に終わった科目を、再度履修して学修し直すことができます。つまり成績の更新ができます。これによって、年間GPAや累積GPAが変化します。しかし注意しないといけないことは、成績がDで不本意な学修に終わったからと、次年度に履修申請して再履修するとします。履修申請した時点で、前の成績Dと単位は無効にされます。もし、再度履修した成績がFであったとき、Fが最終成績となり、前より悪い成績が残ることになります。累積GPAにもその結果が反映されます。

以上のように、進級条件の一つが累積GPAであり、学期GPAによって嚴重注意を受けたり、退学勧告を受けたりすることは、学生諸君がGPAに注意を払わなくてはならないことを意味します。そして、計算例からも判るように、一度学期GPAで低い値を取ったときは、挽回して高いGPAにするには、少々の頑張りでは効果が上がらないということを意味します。

したがって、先にも述べましたように、「履修すると決めた科目を、徹頭徹尾学習し、良い成果をあげる必要があります」です。

なお、再履修を希望する授業科目がある場合は、各期始めの所定の期日に再履修登録願を当該授業担当教員、指導教員、教務委員及び学生係に申し許可を受けなければなりません。再履修登録申請時点で、履修登録は更新され既修得単位の認定は取消しされますが、この単位取消しが既に執行された進級等の措置の変更を生じることはありません。編入学生については、入学前既修得単位の再履修は認めません。

3. 試験と注意事項

工学部規則には、第12条に、「専門教育科目の試験は、各授業科目の授業が終了した学期末に行うことを原則とする。」とありますが、試験が学期末だけに行われるとは限りません。授業科目によっては、目標を達成するには、各授業計画を経て達成されると考えられ、授業計画における区切りごとの課題、レポート等も評価に入ります。また、中間試験が実施されることもあります。前に述べた成績は、それらの達成度を総合的に評価して

決められることになります。

再試験の成績判定は、当該授業科目が行われた学期の次の学期に行われます。そのため、進級判定や卒業判定が行われる学期の再試験授業科目の場合、判定の単位としては算出されませんので、特に注意が必要です。

さて、試験等に関する注意です。工学部履修要項の26.に、「専門教育科目の試験等における不正行為者に対する処分は、不正行為の程度により、次の各号のいずれかとする。」として、不正行為に対する処分が決められています。GPが0点となることに注目してください。先のGPAの算出法で示したように、GPが0点であることは、GPAに相当な影響を及ぼします。学期GPA、年間GPA、累積GPAが低下することになります。履修要項の26.の(3)の場合は、年間や累積GPAに反映されますので再度履修申請して成果を上げない限り、**不正行為を行うと留年、退学は必至**であるということになります。厳格な成績評価が工学部の意志です。不正行為には厳格に対処されることを肝に銘じてください。なお、休暇期間中に行われる集中講義については、学期GPAには算入せず、年間GPA及び累積GPAに算入します。

4. 学修案内（シラバス）について

学修案内（シラバス）は、自宅からパソコンで見ることができます。インターネットで鹿児島大学工学部にアクセスして、履修要項・学修案内をクリックすると、「理工学系シラバスシステム」が立ち上がります。

工学部では、原則として学生諸君はパソコンから学修案内（シラバス）にアクセスできることを前提としています。入学後の1年間に開講される科目の学修案内はこの冊子に載せてありますが、2年生以降の学修案内（シラバス）は載せてありません。パソコンで見ることができるのを前提としているからです。パソコンで学修案内（シラバス）を見ることができない学生は、操作方法を説明しますので学生係に申し出てください。

学修案内（シラバス）は、授業の概要（目的と内容）、受講学生が達成すべき目標、成績の評価基準、授業計画、参考書・教科書などを記述したものです。各科目の担当教員は、ここに記載された目的、目標、計画にしたがって授業を行い、学生諸君に対して学修の達成度を評価します。学生諸君は、履修申請する前に内容を熟読して、各自の学修目標に向かって履修申請することが必要です。また、授業の前にその内容について予備知識を得て、授業に臨むことができます。履修単位上限によって、これと決めた科目について徹頭徹尾その学習に打ち込むためには、今から履修申請しようとする科目の内容はどのようなもので、どのような学修をこの科目は保証しようとするのかを知ることが必要です。その情報を得るのが学修案内（シラバス）です。このように、学生諸君が履修計画を立て、教室内外で行う学習の指針となり、教員が授業科目の品質を学生諸君と契約する文書をシラバス(Syllabus)と云います。

5. 早期卒業

成績が優秀な学生は3年間で卒業することができます。履修要項の23.によって、2年次末までの2年間で80単位以上修得し、累積GPAが3.50以上の成績優秀者と認められた学生は早期卒業を申請することができます。2年次終了時に早期卒業したい旨の申請書を提出し、申請が認められた後、3年次終了時に、共通教育科目履修規則及び本学部が別に定める標準履修課程表の所定の専門教育科目の授業科目を履修し、卒業要件を満たし、かつ累積GPAが3.50以上の優秀な成績で単位を修得した学生は、3年間で卒業することができます。

6. その他

この履修要項・学修案内には、学生諸君が入学して卒業するまでにどのような順番でどのような内容の授業を受けて学習するか、それらの手順と内容が記載されています。学生諸君と大学との教育内容に関する約束です。入学時に、学生諸君に対して、卒業するまでの学修内容が提示されます。この履修要項・学修案内に沿って授業科目が開講されますので、学生諸君はこれにより履修計画を立てて受講し、学修して卒業することになります。この履修要項・学修案内は、卒業まで変更されないことが原則ですが、教育上の都合によって変更される場合もあります。その時は、周知期間を設けて変更内容が掲示されますので、工学部の掲示板を見るように心がけてください。

大学から学生諸君への連絡は主に掲示板で行っています。掲示を見過ごして提出物を提出せず留年するケースが多く見られます。毎日掲示板を見てください。共通教育関係については、共通教育棟1号館南側の掲示板に、専門教育関係については工学部共通棟東側の掲示板及び工学部共通棟1階ロビーの掲示板に掲示されます。また、各学科からの通知は各学科所定の掲示板で行われます。このほか、工学部では教務連絡システムによるメールでの連絡も行っています。最近は教務連絡システムでの連絡の比重が増えていますので、(1)教務連絡システムにアドレスを登録し、アドレス変更の際は遅滞なく変更すること、(2)教務連絡システムではメールアドレスが伏せられており、発信側も解らないので、返信時には自分の名前を明記すること、の2点を忘れないようにしてください。なお教務連絡システムによる連絡の比重が増えていると言ってもメールによる連絡が全てではありませんので、掲示板も欠かさず見るようにしてください。

科目のナンバリングについては、以下のURLで確認すること。

<https://www.eng.kagoshima-u.ac.jp/faculty/goal/>

鹿児島大学工学部HP→在学生の方へ→教務関係（教育目標と3ポリシー）→（各学科選択）→（ナンバリング）